

令和7年4月28日

横浜市南区長 高澤 和義 様

横浜市南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会

委員長 八森 淳

横浜市南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会の選定結果
について（報告）

標記について、横浜市南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱第10条に基づき、別紙のとおり、報告します。

【添付資料】

横浜市南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会選定結果報告書

**横浜市南区地域ケアプラザ
指定管理者選定委員会
選定結果報告書**

令和7年4月

1 経緯

横浜市南区地域ケアプラザの次期指定管理者の選定にあたり、横浜市南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、応募者から提出された応募書類及び面接審査等を受けて審議を行いました。

このたび、審議が終了し、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）を選定いたしましたので、次のとおり選定結果を報告します。

2 選定対象施設

- (1) 横浜市大岡地域ケアプラザ
- (2) 横浜市清水ヶ丘地域ケアプラザ
- (3) 横浜市永田地域ケアプラザ
- (4) 横浜市六ツ川地域ケアプラザ
- (5) 横浜市浦舟地域ケアプラザ
- (6) 横浜市中村地域ケアプラザ
- (7) 横浜市睦地域ケアプラザ

3 選定委員会委員

委員長 八森 淳 （学識経験者・株式会社メディコラボ研究所代表取締役）
委員 平戸 善久 （南区連合町内会長連絡協議会 監事）
 加藤 倫子 （永田みなみ台地区社会福祉協議会会长）
 山本 裕子 （南永田山王台地区民生委員児童委員協議会会长）
 深澤 幸子 （南区老人クラブ連合会副会長）
 高木 俊正 （地域活動ホームどんとこい・みなみ施設長）
 光永 美代子 （南区主任児童委員連絡会副代表）
 佐々木 哲夫 （税理士・税理士法人 TOS 佐々木会計 代表理事）

4 指定候補者選定の経過

経過項目	日程
◆第3回選定委員会（傍聴人：0人）	令和6年12月6日（金）
公募書類の配布（ウェブページにて公表）	令和6年12月9日（月）から 令和7年2月10日（月）まで
応募説明会 ※申込は、令和6年12月20日（金）まで	令和6年12月25日（水）
公募要項等に関する質問受付（0団体、0問）	令和7年1月14日（火）から 令和7年1月20日（月）まで

応募書類の受付期間（選定対象施設各1団体）	令和7年2月3日（月）から 令和7年2月10日（月）まで
◆第4回選定委員会（傍聴人：0人）	令和7年4月2日（水）
◆第5回選定委員会（傍聴人：0人）	令和7年4月9日（水）

（◆は選定委員会）

5 選定にあたっての考え方

選定委員会では、あらかじめ定めた「指定管理者選定の評価基準」に従って、応募者から提出された応募書類及び面接審査等を行い、指定候補者を選定しました。

選定にあたっては、応募書類の内容審査及び公開の面接審査（プレゼンテーション及び質疑応答）を行いました。

評価は、各選定委員が横浜市大岡地域ケアプラザ、横浜市清水ヶ丘地域ケアプラザ及び横浜市浦舟地域ケアプラザは305点満点（現指定管理者の場合には335点満点）、横浜市永田地域ケアプラザ及び横浜市六ツ川地域ケアプラザは295点満点（現指定管理者の場合には325点満点）、横浜市中村地域ケアプラザ及び横浜市睦地域ケアプラザは290点満点（現指定管理者の場合には320点満点）で採点した上で、最高点をつけた委員（複数名いる場合は1名分のみ）及び最低点をつけた委員（複数名いる場合は1名分のみ）の点数を除く残りの委員の合計点を選定委員会の点数とし、その合計点が最も高い団体を指定候補者としました。なお、本市重要施策を踏まえた取組を行っている場合は加点できることとし、さらに既存の指定管理者の実績評価として各選定委員が加減-10点から+15点をもって評価に加えることができることとしました。

応募団体が1団体のみの場合であっても、最低制限基準に満たないときは指定候補者として選定されないこととしました。なお最低制限基準は第4回または第5回選定委員会の出席委員数に応じて次のとおり取り扱うこととし、今回は出席委員が7名のため、横浜市大岡地域ケアプラザ、横浜市清水ヶ丘地域ケアプラザ及び横浜市浦舟地域ケアプラザは最大点数1,525点の60%である915点、横浜市永田地域ケアプラザ及び横浜市六ツ川地域ケアプラザは最大点数1,475点の60%である885点、横浜市中村地域ケアプラザ及び横浜市睦地域ケアプラザは最大点数1,450点の60%である870点としました。

【第4回または第5回選定委員会の出席委員数が6名以上の場合】

最低制限基準は、評価項目7及び評価項目8を除く評価基準項目の合計点（横浜市大岡地域ケアプラザ、横浜市清水ヶ丘地域ケアプラザ及び横浜市浦舟地域ケアプラザは満点305点、横浜市永田地域ケアプラザ及び横浜市六ツ川地域ケアプラザは満点295点、横浜市中村地域ケアプラザ及び横浜市睦地域ケアプラザは満点290点）に、第4回または第5回選定委員会出席委員数から2名除いた委員数を乗じて算出した点数の60%とする。

なお最低制限基準を満たしているかどうかは、第4回または第5回選定委員会出席委員のうち、評価項目7及び評価項目8を含めて最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除いた委員の、評価項目7及び評価項目8を除いた採点を合計した点数で比較することとする。

また、最高点をつけた委員が2名以上いる場合又は最低点をつけた委員が2名以上いる場合は、それぞれ1名分の配点のみを最低制限基準から除くこととする。

【第4回または第5回選定委員会の出席委員数が6名未満の場合】

最低制限基準は、評価項目7及び評価項目8を除く評価基準項目の合計点（横浜市大岡地域ケアプラザ、横浜市清水ヶ丘地域ケアプラザ及び横浜市浦舟地域ケアプラザは満点305点、横浜市永田地域ケアプラザ及び横浜市六ツ川地域ケアプラザは満点295点、横浜市中村地域ケアプラザ及び横浜市睦地域ケアプラザは満点290点）に、第4回または第5回選定委員会出席委員数を乗じて算出した点数の60%とする。

<表>評価基準項目

項目	評価の視点	配点
1 運営ビジョン		
(1) 地域における地域ケアプラザの役割	・地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組が具体的であるか。	30
(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組	・地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画があるか。 ・上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するため、関係団体等との連携方法は具体的であるか。	30
(3) 担当地域における関係団体等との連携について	・地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他の様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携に具体的であるか。	10
(4) 合築施設との連携について（永田・六ツ川・中村・睦対象外）	・同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法は具体的であるか。	10
2 団体の状況		
(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等	・団体の理念、基本方針及び事業実績等が公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。	10
(2) 財務状況	・予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤があるか。	10
3 職員配置及び育成		
(1) 所長及び職員の確保、配置	・所長（予定者）として必要な経験・指導力等を有しているか。 ・人員配置及び勤務体制が適切なものになっているか。また、必要な有資格者・経験者の確保策に具体性はあるか。	10
(2) 育成・研修	・地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び	10

		研修計画は効果的・具体的な内容になっているか。	
4	施設の管理運営		
(1)	施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組	・施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画が立てられているか。	10
(2)	事件事故防止体制、緊急時の対応	・事件事故の防止体制が適切であるか。また、事件事故発生時における緊急の対応については、連絡体制等に具体性はあるか。	10
(3)	災害に対する取組		
ア	福祉避難所の運営	・発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）が具体的な内容になっているか。	10
イ	災害等に備えるための取組	・震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組が具体的な内容になっているか。	
(4)	公正・中立性の確保	・公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組が示されているか。	5
(5)	利用者のニーズ、要望、苦情への対応	・利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法に具体性があるか。	5
(6)	個人情報保護、情報公開、人権尊重	・個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。 ・人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組になっているか。	5
(7)	環境への配慮、市内中小企業優先発注等、本市の重要な施策を踏まえた取組	・横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等、横浜市の重要施策を踏まえた取組になっているか。	5
5	事業		
(1)	全事業共通		
ア	施設の利用促進	・施設稼働率目標及び利用促進の方針があり、実行性及び実現性を伴う計画となっているか。	
イ	総合相談（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）	・高齢者、子ども、障害者等幅広い分野の相談を受け止め、情報提供等適切な対応ができる体制にあるか。 ・日頃から他機関と密に連携を行い、必要な時に適切な相談先を紹介できるか。 ・地域の特徴やニーズを把握し、相談や情報提供の手法に反映させているか。	30

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携	<ul style="list-style-type: none"> 地域ケアプラザの役割を果たすために、各事業で把握した課題や地域の情報等を共有するための方策が具体的な内容となっているか。 事業効果を上げるため、関連施設と連携して業務を行える内容となっているか。 	
エ 地域福祉保健のネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> 地域の関連団体や関係機関と情報交換や定期的な会合等を通じてネットワークが構築できる内容となっているか。 	
オ 区行政との協働	<ul style="list-style-type: none"> 区の方針等を十分に把握したうえで連携する具体的な考えがあるか。また、地域ケアプラザの役割を理解し、区と協働して取り組む計画となっているか。 	
カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働して地域の課題解決に向けて積極的に取り組む内容が記載されているか。 	

(2) 地域ケアプラザ運営事業

ア 自主企画事業	<ul style="list-style-type: none"> 自主事業を通じて福祉保健活動の開発・実施や新たな地域福祉のための取組を地域の実情やニーズに合わせて行う計画となっているか。 高齢者だけでなく、子ども・障害者等の分野の取組や自主活動化への働きかけの取組が、具体的であるか。 <p>※子ども分野 子ども・青少年が健やかに成長し、自立していくため、地域で多様な人との交流や体験を得られる場づくりや担い手づくり等の取組を行っているか。</p> <p>※障害者分野 障害のある方が住みなれた地域で安心して生活し続けるための取組を行っているか。</p>	20
イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供	<ul style="list-style-type: none"> 福祉保健活動団体及び地域団体に活動する場の提供を行うにあたって、利用促進を図るための具体的な取組が示されているか。 	
ウ ボランティア登録、育成及びコーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア登録及びコーディネートとともにボランティア育成のための具体的な取組が示されているか。 	
エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 地域における福祉保健活動団体や人材等の社会資源を把握し、情報提供する具体的な内容となっているか。 	

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析	・担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に示されているか。	20
イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析	・民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的に示されているか。	
ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）	・目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に示されているか。	
エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組	・高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に示されているか。	

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業	・ワンストップサービスの相談窓口として役割を十分認識し、総合相談を受けるための十分な体制が整っているか。 ・相談内容の共有や分析により、地域課題の把握や必要な取組につなげる内容となっているか。	40
イ 認知症支援事業	・認知症の正しい理解の促進、認知症の人と家族が安心して過ごせる地域づくり、認知症の早期発見・対応、切れ目のない支援体制の構築に向けた計画となっているか。	
ウ 権利擁護事業	・高齢者が尊厳を守られ安心して生活できるよう、成年後見制度の利用促進・高齢者虐待及び困難事例への対応・養護者の支援・消費者被害防止の推進のため、専門的かつ継続的な支援体制を整えられているか。	
エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等		
(ア) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	・ケアマネジャーが高齢者の個々の状況や変化に応じた支援を行うために必要な、①ケアマネジャーが活動しやすい環境整備（地域住民・関係機関との連携支援）、②ケアマネジャーに対する相談・助言、③新任ケアマネジャー育成支援等を行い、高齢者が住み慣れた地域で生活し続けることができるよう支援体制を整えられているか。	
(イ) 在宅医療・介護連携推進事業	・在宅医療連携拠点等との協力体制の構築、介護関係者に対する相談支援、医療や介護の関係者と連携したケアマネジメントの実践ができる計画となっているか。	
オ 地域ケア会議	・地域ケア会議の機能を理解し、個別課題の解決、地域	

	包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくり・資源開発を推進するために地域ケア会議が活用できる計画となっているか。	
カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）	<ul style="list-style-type: none"> 自立に向けた効果的なケアマネジメントを実施するための人員確保、人材育成等の計画があるか。 <p>(指定居宅介護支援事業者への業務の一部の委託)</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託先の選定にかかる公正・中立性の確保及びケアマネジメント業務にかかる適切な指導（計画に位置づけたサービス提供事業所の公正・中立性の確保を含む）などが確保できる計画となっているか。 	
キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の事業の展開が横浜市及び区の方針に沿った具体的な計画となっているか。 	
ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> 地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会資源との連携を構築するための計画が具体的かつ実現可能なものとなっているか。 	
(5) 居宅介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 公の施設における事業提供である認識があり、指定介護予防支援事業者との連携体制等についても十分に配慮されているか。 	5
(6) 通所介護等通所系サービス事業（中村・睦対象外）	<ul style="list-style-type: none"> 公の施設における事業提供である認識があり、事業の計画が具体的又は独自性があるなど優れているか。 	5
6 収支計画及び指定管理料		
(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分	<ul style="list-style-type: none"> 収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。 利用者サービスのための経費への配分等、施設の特性や課題に応じた費用配分となっているか。 	10
(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性	<ul style="list-style-type: none"> 利用料金の収支の活用や運営費等について低額に抑える工夫がされているか。 	5
7 本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況		
(1) 障害者雇用率が法定雇用率を超える団体		6
(2) ワークライフバランス及び男女共同参画の推進		
ア 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定		3
イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画の策定		3
ウ 次世代育成支援対策推進法による認定、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定又はよこはまグッドバランス企業の認定		3
8 前期の指定管理業務の実績		

(1) 前期の指定管理業務の実績	・前期の指定期間における地域ケアプラザ事業の実績が優れているか。	-10～15
(2) 職員配置状況	<ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間の常勤職員充足率が97.25%を超過しているか。 <p>■計算対象期間 令和3年度から令和5年度まで</p> <p>■計算方法 常勤職員（増員含む）合計配置日数／3年間</p>	-5 or 0
合 計		(※)

(※) 本市重要施策を踏ました応募団体の取組状況及び前期の指定管理業務の実績を含む合計点数
横浜市大岡地域ケアプラザ・横浜市清水ヶ丘地域ケアプラザ・横浜市浦舟地域ケアプラザ：335点、横浜市永田地域ケアプラザ・横浜市六ツ川地域ケアプラザ：325点、横浜市中村地域ケアプラザ・横浜市睦地域ケアプラザ：320点

6 応募者の制限の確認

指定管理者公募要項に定める応募条件等について、応募者が資格を有し、欠格事項に該当しないことを確認しました。

(1) 応募者の資格

ア 指定管理業務に通所系サービス事業が含まれている場合

(ア) 単独で応募する場合は法人であること、共同事業体として応募する場合は構成団体の一つは(イ)に該当する法人であること

※上記については、(イ)の指定を受けるにあたって法人である必要があるためです。

(イ) 横浜市地域ケアプラザ条例第2条第1項第5号から第7号までに掲げる事業を行うに当たって必要とされる介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第54条の2第1項本文、第58条第1項又は第115条の45の3第1項本文の指定を受けることができると認められる者（横浜市地域ケアプラザ条例施行規則第4条）

※上記については、「通所介護事業、地域密着型通所介護事業、認知症対応型通所介護事業、介護予防認知症対応型通所介護事業又は第1号通所事業のいずれか1つ以上と、居宅介護支援事業及び介護予防支援事業の指定を受けることができると認められる者」となります。

※共同事業体の場合は、構成団体の一つは上記指定を受けることができると認められる者とします。

イ 指定管理業務に通所系サービス事業が含まれていない場合

(ア) 単独で応募する場合は法人であること、共同事業体として応募する場合は構成団体の一つは(イ)に該当する法人であること

※上記については、(イ)の指定を受けるにあたって法人である必要があるためです。

(イ) 横浜市地域ケアプラザ条例第2条第1項第6号及び第7号に掲げる事業を行うに当たって必要とされる介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項又は第58条第1項の指定を受けることができると認められる者（横浜市地域ケアプラザ条例施行規則第4条）

※上記については、「居宅介護支援事業及び介護予防支援事業の指定を受けることができると認められる者」となります。

※共同事業体の場合は、構成団体の一つは上記指定を受けることができると認められる者とします。

(2) 欠格事項

次に該当する法人その他団体は、応募することができません。

- ア 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること。
 - イ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。
 - ウ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること。
 - エ 指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は他の地方公共団体から2年以内に指定の取り消しを受けたものであること。
 - オ 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること。
 - カ 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること。
 - キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること。
- ※本項目は、応募団体から提出された「役員等氏名一覧表（様式5）」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行いました。
- ク 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている場合においては、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと

(3) 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格とします。

- ア 公募要項に定める手続きを遵守しない場合
- イ 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

7 応募団体

- (1) 横浜市大岡地域ケアプラザ
社会福祉法人横浜市社会事業協会
- (2) 横浜市清水ヶ丘地域ケアプラザ
社会福祉法人横浜市福祉サービス協会
- (3) 横浜市永田地域ケアプラザ
社会福祉法人横浜社会福祉協会
- (4) 横浜市六ツ川地域ケアプラザ
社会福祉法人横浜大陽会
- (5) 横浜市浦舟地域ケアプラザ

- 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会
- (6) 横浜市中村地域ケアプラザ
社会福祉法人秀峰会
- (7) 横浜市睦地域ケアプラザ
社会福祉法人たすけあいゆい

8 選定結果

選定委員会において、厳正な審議を行った結果、次の団体を指定候補者及び次点候補者と決定しました。

指定候補者の得点は、別添の指定管理者評価基準項目別評価結果を参照してください。

(1) 横浜市大岡地域ケアプラザ

順位	団体名
指定候補者	社会福祉法人横浜市社会事業協会
次点候補者	なし

(2) 横浜市清水ヶ丘地域ケアプラザ

順位	団体名
指定候補者	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会
次点候補者	なし

(3) 横浜市六ツ川地域ケアプラザ

順位	団体名
指定候補者	社会福祉法人横浜太陽会
次点候補者	なし

(4) 横浜市浦舟地域ケアプラザ

順位	団体名
指定候補者	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会
次点候補者	なし

(5) 横浜市中村地域ケアプラザ

順位	団体名
指定候補者	社会福祉法人秀峰会
次点候補者	なし

(6) 横浜市睦地域ケアプラザ

順位	団体名

指定候補者	社会福祉法人たすけあいゆい
次点候補者	なし

9 審査講評

(1) 横浜市大岡地域ケアプラザ

指定候補者（社会福祉法人横浜市社会事業協会）

応募団体は、地域との連携が具体的に進められており、地域の特色である、商店街との連携事業など、地域密着性が高く、地域と連携した取組や、地域との関係づくりを進めることができてると感じる。また、合築施設であるという特色を生かし、他施設と連携した取組の点も評価できる。

特に、特別支援学校との職業体験の機会を提供できているのが良いと感じた。高齢者だけではなく、障害者に向けた取組にも、引き続き取り組んでほしいと思う。その他にも、マタニティヨガなどのオンラインでも参加できる取組については、家から出るのが困難な人に対してもアプローチができるため良いと感じた。

(2) 横浜市清水ヶ丘地域ケアプラザ

指定候補者（社会福祉法人横浜市福祉サービス協会）

応募団体は地域福祉・地域づくりを理解し、地域アセスメントを丁寧に行った上で取組を展開しているなど、P D C Aサイクルの検討を丁寧に行っており、それが仕組みとして位置づけられ、各種団体とも連携が取れないと感じられた。また、プレゼンテーションの中で今後5年間のプランの説明があったのが、前向きで素晴らしいと感じた。

法人として複数の地域ケアプラザを展開しており、横断的な研修が展開できていることも評価できる点である。

(3) 横浜市永田地域ケアプラザ

指定候補者（社会福祉法人横浜社会福祉協会）

応募団体は地域ケアプラザ圏域内の地域特性の分析に基づく事業展開ができており、何が大切で、何に取り組む必要があるかをしっかりと把握していると感じられた。また、アウトリーチ（支援が必要な人に対して、支援機関などが積極的に働きかけて支援を届けること）を大切にし、必要な方に必要なサービスを提供できている点が評価できる。

コロナ禍に財政赤字を計上した際にも、給与水準や人員体制を維持する等、職員を大切にする法人の姿勢が良いと感じられた。

(4) 横浜市六ツ川地域ケアプラザ

指定候補者（社会福祉法人横浜大陽会）

応募団体は、地域に根差した取組が充実しており、地域との関係づくりが丁寧に行われていると感じた。また、地域の課題分析や地域診断を軸とし、地域にとって必要なことを事業化していくことも評価できる。

また、地域ケアプラザの職員定着率が高く、地域ケアプラザ内のチームワークが良いと感じられた。広報紙での発信内容についても、楽しみながら取り組んでいることがよく伝わり、評価できる点である。

(5) 横浜市浦舟地域ケアプラザ

指定候補者（社会福祉法人横浜市福祉サービス協会）

応募団体は地域ケアプラザ圏域内の地域の特性や課題を分析した上で、他施設とも連携しながら、幅広い分野において細やかな取組が行われており、先を見据えた先駆的な事業展開がされている。また、地域ケアプラザへの相談件数が多いのは、役割の周知がされており、相談を受けてもらえると信頼を得ていることの表れではないかと感じられた。

地域ケアプラザ圏域内の地域特性を踏まえ、ワンルームマンションを対象とした取組を進めており、民生委員と上手く連携し、事業展開ができていることは評価できる点である。

(6) 横浜市中村地域ケアプラザ

指定候補者（社会福祉法人秀峰会）

応募団体は、地域の各種団体の情報をきめ細やかに把握できていると感じられた。また、子どもから大人まで、障害児者を含めた取組や認知症に関する取組など幅広く行われていることは評価できる点である。

その他にも、地域の団体の力を上手く活用しながら自主事業に取り組んでおり、障害児者に対する取組も盛んであり、応募団体の理念として大切にしている点も評価できると感じられた。

(7) 横浜市睦地域ケアプラザ

指定候補者（社会福祉法人たすけあいゆい）

応募団体は、子ども食堂の毎週実施や、移動スーパーの実施など、地域に根差した取組を行っており、子どもや障害児者への取組を積極的に展開していると感じられた。

一方で、プレゼンテーションにおいて、新たな事業への取組状況や内容等が上手く伝わるような工夫があったら更に良いと感じられた。

10 添付資料

指定管理者評価基準項目別評価結果